



定番シリーズ

交通事故犯罪事実記載例集
(第2版)

交通事故・事件検査実務研究会 編著

前東京区検察庁公判部長（元法務省法務総合研究所研修第二部教官）木村昇一 監修

仙台地方検察庁刑事部副検事 林信好 編著者

定価 2,200 円 (本体 2,000 円 + 税10%)

■ B6判 ■ 並製 ■ 256頁

ISBN978-4-8037-4424-8 C3032

本書のポイント

あおり運転事故に関する自動車運転処罰法改正に対応！

あおり運転事故対策はこれでOK！ 新設の危険運転致死傷罪の妨害運転5号と6号をバツチリ押さえたすぐれもの！

交通事故検査に必要な記載例を厳選！ 薄くてコンパクト！

過失運転致死傷や危険運転致死傷等に的を絞り、「実務で必要な箇所だけ」を参照できるように編集した、「交通事故検査に従事する専務警察官」に役立つ一冊！ 現場にも持ち運べる、コンパクトなB6サイズ。

現役の検察官が執筆・監修した、現場に即した記載例集！

東京地検交通部や各地検交通部等での実務経験豊富な執筆陣による、現場で使える記載例集！

内容見本

第6節 妨害目的による事故 5号

記載例 13 妨害目的（5号）①

被疑者は、年月日 午後 11 時 30 分頃、普通乗用自動車を運転し、場所 先の道路を〇〇方面から〇〇方面に向かい進行して、同所先の道路左側の路側帯に停止中、右後方から進行してきた〇〇〇〇（当時〇〇歳）運転の普通自動二輪車が爆音を立てながら進行してきたことに憤慨し、同自動二輪車の通行を妨害する目的で、自車を発進させ、重大な交通の危険を生じることとなる時速約 30 ないし 40 キロメートルで進行中の同自動二輪車の前方に、右転把しながら時速約 5 キロメートルで進行して進出した上、同所で停止し、

第7節 妨害目的による事故 6号

記載例 18 妨害目的（6号）①

被疑者は、年月日 午後 3 時 30 分頃、普通乗用自動車を運転し、場所 先の片側 2 車線の高速自動車国道東北縦貫自動車道の第 1 車両通行帯を〇〇方面から〇〇方面に向かい時速約 80 キロメートルで進行中、〇〇〇〇（当時〇〇歳）運転の普通乗用自動車からパッシングされたことに憤慨し、同車の通行を妨害する目的で、同車の前方で自車を減速させて時速約 10 キロメートルで進行させて、前記〇〇〇〇運転車両を時速約 10 キロメートルで進行することを余儀なくさせた上、同日午後 3 時 35 分頃、場所 先の同車両通行帯に

第2章 危険運転致死傷（3条）

第1節 アルコールの影響による事故 1項

記載例 30 アルコールの影響 ①

被疑者は、日 時頃、普通乗用自動車を運転し、場所を〇〇方面から〇〇市方面に向かい時速約 50 キロメートルで進行するに当たり、運転開始時に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作に支障がある状態で同車を運転し、もってアルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その現、同所において、その影響により前方注視及び運転操作が困難な状態に陥り、日 時・場所付近道路において、自車を対向車線に進出させ、折から対向走行してきた〇〇〇〇（当時〇〇歳）運転の原動機付自転車に自車前面を衝突させて、同人を同自転車とともに路上に転倒させて、同人に加療約 4 週間を要する外傷性クモ膜下血腫等の傷害を負わせたものであ

第4-1章 過失運転致死傷（自動車対自動車）

第1節 過失運転致死傷

記載例 61 前方不注視 ①

被疑者は、日 時頃、普通乗用自動車を運転し、場所 先の道路を〇〇方面から〇〇方面に向かい進行するに当たり、前方左右を注視し、道路の安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方左右を注視せず、道路の安全を十分確認しないまま突然前記速度で進行した過失により、折から進路前方で停止中の A（当時〇〇歳）運転の普通乗用自動車を前方約 27.4 メートルの地点に認め、急制動の措置を講じたが及ばず、同車後部に自車前部を衝突させ、よって、同人に加療約 20 日間を要する左肩打撲等の傷害を、同人運転車両の同乗者 B（当時〇〇歳）に加療約 30 日間を要する前額挫挫等の傷害をそれぞれ負わせたものである。

定番シリーズ
交通事故
犯罪事実記載例集

第2版

交通事故・事件検査実務研究会

立花書房

第7節 妨害目的による事故 15

目次裏面参照▶▶▶

第1章 危険運転致死傷 (2条)

- 第1節 アルコールの影響による事故 1号
- 第2節 薬物の影響による事故 1号
- 第3節 制御困難な高速度による事故 2号
- 第4節 技能未熟運転による事故 3号
- 第5節 妨害目的による事故 4号
- 第6節 妨害目的による事故 5号
- 第7節 妨害目的による事故 6号
- 第8節 赤色信号殊更無視による事故 7号
- 第9節 通行禁止道路進行による事故 8号

第2章 危険運転致死傷 (3条)

- 第1節 アルコールの影響による事故 1項
- 第2節 薬物の影響による事故 1項
- 第3節 政令で定める病気の影響による事故 2項

第3章 アルコール等影響発覚免脱

- 第1節 濃度増加・濃度減少

第4-1章 過失運転致死傷 (自動車対自動車)

- 第1節 過失運転致死傷
- 第2節 追突事故
- 第3節 交通整理の行われている交差点での事故
- 第4節 交通整理の行われていない交差点での事故
- 第5節 進路変更時の事故
- 第6節 転回時の事故
- 第7節 追越し・追抜き時の事故
- 第8節 発進時の事故
- 第9節 後退時の事故
- 第10節 路外施設に進入時の事故

- 第11節 路外施設から進出時の事故
- 第12節 危険な場所を通過する際の事故
- 第13節 運転を避止・中止しなかったことによる事故
- 第14節 積荷事故
- 第15節 ハンドル・ブレーキ操作不的確による事故
- 第16節 ドア開扉事故

第4-2章 過失運転致死傷 (自動車対自転車)

- 第1節 交通整理の行われている交差点での事故
- 第2節 交通整理の行われていない交差点での事故
- 第3節 交差点以外の場所での事故
- 第4節 交差点以外の横断歩道・自転車横断帯での事故
- 第5節 後退・路外施設への進入時の事故
- 第6節 その他の過失運転致死傷

第4-3章 過失運転致死傷 (自動車対歩行者)

- 第1節 交通整理の行われている交差点の横断歩道での事故
- 第2節 交通整理の行われていない交差点の横断歩道での事故
- 第3節 交差点以外の場所の横断歩道での事故
- 第4節 横断歩道以外の場所での事故

第5章 過失・重過失・業務上過失傷害

- 第1節 過失傷害 (刑法209条)
- 第2節 重過失傷害 (刑法211条後段)

第6章 その他

- 第1節 特殊な形態の事故

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 定番シリーズ
交通事故犯罪事実記載例集 [第2版]

ご所属名	府 県
(署・隊・課)	

ご担当者名 (TEL :)

係 名	氏 名

係 名	氏 名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibananashobo.co.jp>